

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第十九条第九号の処分)</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 政令第四十八条の九の九第四項(政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>(公示送達の方法)</p> <p>第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。</p> <p>(政令第七条の十四の総務省令で定める状況等)</p> <p>第一条の十三 政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p> <p>一 指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。)及び指定地域密着型介護老人福祉施設(同法第四</p>	<p>(法第十九条第九号の処分)</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 政令第四十八条の九の八第四項(政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>第一条の八 削除</p> <p>(政令第七条の十四の総務省令で定める状況等)</p> <p>第一条の十三 政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p> <p>一 指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。)及び指定地域密着型介護老人福祉施設(同法第四</p>

十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法
第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう
。次項において同じ。）における政令第七条の十四各号に掲げるもの
の提供の状況

二
略

2
略

(給与所得者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定す
る申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四におい
て「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百
十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以
下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申
告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の
申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二
第一項の給与支払者（次項において「給与支払者」という。）を経由し
て、提出しなければならない。

2 | 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書（
法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の
適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申
告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五条の三の二第一項及び
第三百十七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対

十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法
第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう
。次項において同じ。）における政令第七条の十四各号に掲げるもの
の提供の状況

二
略

2
略

(給与所得者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定す
る申告書を提出しなければならない者（以下この条において
「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百
十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以
下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申
告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の
申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二
第一項の給与支払者（次項において「給与支払者」という。）を経由し
て、提出しなければならない。

2 | 法第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三の二第三項の規定
によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた
給与所得者の扶養親族申告書は、その提出の際に經由すべき給与支払者
が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間
保管するものとする。ただし、当該市町村長が給与支払者に対し、給与

しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。
ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後において、この限りでない。

3 略

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用する。
この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第九百九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と、第二項中「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項において「公的年金等受給者」という。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三

所得者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該給与支払者は当該給与所得者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3 略

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用する。
この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第九百九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百七十七条の三の二第二項の規定」と

ものとする。
読み替える

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七十七条の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三

の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の公的年金等支払者(次項において「公的年金等支払者」という。)を経由して、提出しなければならぬ。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。)は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 略

(退職所得申告書の提出方法等)

第二条の五 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける者から受理したこれらの規定に規定する申告書は、これらの規定に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の公的年金等支払者(次項において「公的年金等支払者」という。)を経由して、提出しなければならぬ。

2 法第四十五条の三の三第三項及び第三百十七条の三の三第三項の規定によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた公的年金等受給者の扶養親族申告書は、その提出の際に經由すべき公的年金等支払者が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間保管するものとする。ただし、当該市町村長が公的年金等支払者に対し、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該公的年金等支払者は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3 略

(退職所得申告書の記載事項)

第二条の五

2| 法第五十条の七第一項第五号及び第三百二十八条の七第一項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第五十条の六第一項第二号及び第三百二十八条の六第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該他の退職手当等につき法第四十条第一項及び第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された税額並びにその支払を受けた年月日

四 略

五 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第一項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第二項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百十九條の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

六 略

① 法第五十条の七第一項第五号及び第三百二十八条の七第一項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第五十条の六第一項第一号及び第三百二十八条の六第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該他の退職手当等につき法第四十条第一項及び第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された税額並びにその支払を受けた年月日

四 略

五 略

(政令第三十七条の五の二第二項第二号及び第四項第二号の施設)

第七條の五の五 政令第三十七条の五の二第二項第二号に規定する総務省令で定める施設は、シヨルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯とする。

2| 政令第三十七条の五の二第四項第二号 規定する総務省令で定める施設は、シヨルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(政令第三十九条の六第四号の総務省令で定める日)

第七條の八 政令第三十九条の六第四号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 当該土地について行われる特定土地改良事業(政令第三十九条の六第一号に規定する特定土地改良事業をいう。以下この条において同じ。)
。が一である場合 当該特定土地改良事業について土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第十一項(同法第八十四条又は第九十五条の二第三項)の規定において準

用する場合を含む。)の規定による事業の廃止の認可の公告があつた日(以下この条において「廃止公告の日」という。)又は当該特定土地改良事業に係る同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若し

(政令第三十七条の五の二第二項第二号及び第四項第二号の施設)

第七條の五の五

①| 政令第三十七条の五の二第二項第二号及び第四項第二号に規定する総務省令で定める施設は、シヨルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機整備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第二項第一号及び第四項第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(政令第三十九条の六第四号の総務省令で定める日)

第七條の八 政令第三十九条の六第四号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 当該土地について行われる特定土地改良事業(政令第三十九条の七第一号に規定する特定土地改良事業をいう。以下この条において同じ。)
。が一である場合 当該特定土地改良事業について土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第十一項(同法第八十四条又は第九十五条の二第三項又は第九十六条の三第五項)の規定において準

用する場合を含む。)の規定による事業の廃止の認可の公告があつた日(以下この条において「廃止公告の日」という。)又は当該特定土地改良事業に係る同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一

くは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画の取消しがあつた日（以下この条において「取消しの日」という。）
二及び三 略

（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十四第一項の規定により市町村に通知をする場合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したものの（以下この条において「指定法人」という。）を通じて行うものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十四第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3 略

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 略

2 法第三百十七條の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

項 の土地改良事業計画の取消しがあつた日（以下この条において「取消しの日」という。）
二及び三 略

（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十三第一項の規定により市町村に通知をする場合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したものの（以下この条において「指定法人」という。）を通じて行うものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十三第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3 略

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 略

2 法第三百十七條の六第一項及び第三項の規定により提出するこれらの項に規定する給与支払報告書（以下この条において「給与支払報告書」という。）は、これらの項に規定する市町村の長の承認を受けた場合に

第四条第一項の定めるところにより法第三百七条の六第七項に規定する記載事項（第四項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七条の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」とする。

3 前項の送信は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

4 法第三百七条の六第五項第二号又は第六項第二号の規定による記載事項の記録に関する技術基準については、総務大臣が定める。

5 法第三百七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。

6 政令第四十八条の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所

は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）をもつて調製し、当該市町村の長に提出することができる。

3 前項の承認を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記載した申請書を同項の市町村の長に提出しなければならない。

一 その申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所

在地

二 法第三百十七條の六第七項の承認を受けようとする旨

三 光ディスク等の種類

四 光ディスク等の規格

五 光ディスク等により調製し、提出しようとする法第三百十七條の六第五項の給与支払報告書及び同條第六項の公的年金等支払報告書の見込枚数

六 略

7| 略

(納期の特例に関する承認の申請書)

第十條の二の二 政令第四十八條の九の九第一項(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の九の九第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二及び三 略

四 第一号の申請書を提出した日以前一年以内において政令第四十八條の九の九第四項(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。)の規定による取消しの通知を受けたことの有無

在地

二 当該承認を受けようとする旨、光ディスク

等の種類並びに光ディスク等により調製し、提出しようとする給与支払報告書の規格及び見込枚数

三 略

4| 略

(納期の特例に関する承認の申請書)

第十條の二の二 政令第四十八條の九の八第一項(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八條の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二及び三 略

四 第一号の申請書を提出した日以前一年以内において政令第四十八條の九の八第四項(政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。)の規定による取消しの通知を受けたことの有無

五略

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第十条の二の三 政令第四十八条の九の十(政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 政令第四十八条の九の十に規定する届出書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 二 四略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 5 6 略

7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

- 一 略
- 二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施する者の前事業年度を通じた入所者の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により同法第四十八条

五略

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出書の記載事項)

第十条の二の三 政令第四十八条の九の九(政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 政令第四十八条の九の九に規定する届出書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 二 四略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 5 6 略

7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

- 一 略
- 二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施する者の前事業年度を通じた入所者の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護を受けた者及び無料又は介護保険法第四十八条第二項の規定により算定された額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により同法第一項第二

第一項第二号に掲げる介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合
(以下この項において「無料又は低額利用に係る入所者の割合」とい
う。)が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三及び四 略

8～13 略

(政令第五十一条の十四第一号の固定資産)

第十条の十三 政令第五十一条の十四第一号に規定する総務省令で定める
固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定め
る固定資産とする。

一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法
律第三百三十六号。以下この条において「債務等処理法」という。)第
十三条第一項第二号の業務の用に供する固定資産 当該業務の用に供
する土地及び家屋で使用されていないもの(次号に掲げるものを除く
。)、鉄道事業の用に供されなくなった車両、軌条、まくら木若しく
はコンテナの置場の用に供する土地又は車両の処分の用に直接供す
る固定資産

二 略

三 債務等処理法第二十五条の規定により日本貨物鉄道株式会社に無償
で貸し付けている固定資産

号 に掲げる介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合

(以下この項において「無料又は低額利用に係る入所者の割合」とい
う。)が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三及び四 略

8～13 略

(政令第五十一条の十四第一号の固定資産)

第十条の十三 政令第五十一条の十四第一号に規定する総務省令で定める
固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定め
る固定資産とする。

一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法
律第三百三十六号。以下本条において「債務等処理法」という。)第
十三条第一項第二号の業務の用に供する固定資産 当該業務の用に供
する土地及び家屋で使用されていないもの(次号に掲げるものを除く
。)、鉄道事業の用に供されなくなった車両、軌条、まくら木若しく
はコンテナの置場の用に供する土地又は車両の処分の用に直接供す
る固定資産

二 略

三 債務等処理法第二十五条の規定により日本貨物鉄道株式会社に無償
で貸し付けている固定資産 債務等処理法第二十五条に規定する移転
が終了するまでの間貸し付けている土地(当該移転が平成二十三年一
月一日までに終了しない場合にあつては、同日までの間においてのみ
貸し付けている土地)で日本貨物鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に

詰所の用に供する家屋

貨物停車場跡地に存する

(法第三百四十九条の三第五項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九条の三第五項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 次に掲げる船舶（以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。）であつて、当該年度の初日の属する年の前年（以下この項において「前年」という。）中の外航就航日数の全就航日数に対する割合（以下この項において「外航就航率」という。）が二分の一を超えるもの

イハ 略

二 前年中の外航就航率が零を超え、二分の一以下である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 略

ロ 前年中にとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第二条第一項の外国貿易船（として特

別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第一条第一項に規定する開港に入港した回数が三以上であること。

三及び四 略

直接供するもの（鉄道事業に係る線路設備、停車場、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する土地に限る。）又は貨物停車場跡地に存する詰所の用に供する家屋

(法第三百四十九条の三第五項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九条の三第五項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 次に掲げる船舶（以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。）であつて、当該年度の初日の属する年の前年（以下この項及び第三項において「前年」という。）中の外航就航日数の全就航日数に対する割合（以下この項において「外航就航率」という。）が二分の一を超えるもの

イハ 略

二 前年中の外航就航率が零を超え、二分の一以下である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 略

ロ 前年中にとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第二条第一項の外国貿易船（第三項において「外国貿易船」という。）として特

別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第一条第一項に規定する開港に入港した回数が三以上であること。

三及び四 略

(政令第五十二条の十の七第二号の施設)

第十一条の十一 政令第五十二条の十の七第二号に規定する総務省令で定める施設は、シオルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯

3| 法第三百四十九条の三五項に規定する主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 前年中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（前年の一月二日以後に建造された船舶で前年中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

二 前号に掲げるもののほか、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体（以下この号において「日本人」という。）が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

(政令第五十二条の十の七第二号の施設)

第十一条の十一 政令第五十二条の十の七第二号に規定する総務省令で定める施設は、シオルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯（都市計画法第七条第

とする。

(政令第五十六条の四十三第三項第五号の防災に関する施設又は設備)

第二十四条の九 政令第五十六条の四十三第三項第五号に規定する総務省令で定める防災に関する施設又は設備は、次に掲げる施設又は設備とする。

一 略

二 前号に掲げるもののほか、指定都市等の条例又は消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十二条第一項に規定する消防長若しくは同法第十三条第一項に規定する消防署長若しくは建築基準法第二十条第三十五号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると指定都市等の長が認めるもの

(報告書の作成方法)

第三十二条 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項

第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項(法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等(以下この項において「税負担軽減措置等」という。)の適用の状況に係るものに限る。)は、次に掲げる税負担軽減措置等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づくものとする。

一 道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、市町村民税、狩猟税、事業所税及び都市計画税に

三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(政令第五十六条の四十三第三項第五号の防災に関する施設又は設備)

第二十四条の九 政令第五十六条の四十三第三項第五号に規定する総務省令で定める防災に関する施設又は設備は、次に掲げる施設又は設備とする。

一 略

二 前号に掲げるもののほか、指定都市等の条例又は消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十二条第一項に規定する消防長若しくは同法第十三条第一項に規定する消防署長若しくは建築基準法第二十条第三十三号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると指定都市等の長が認めるもの

第三十二条 削除

係る税負担軽減措置等 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

二 固定資産税に係る税負担軽減措置等 法第三百八十九条第一項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第七百五十七条第三号に規定する適用額を集計したもの、法第四百二十二条の規定による概要調査に記載された事項、法第七百四十三条第三項の規定による概要調査に記載された事項又は総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

2

法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七条第二号に規定する租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況に係るものに限る。）は、法第七百五十九条第一項及び第二項の規定により財務大臣から提供を受けた法第七百五十七条第五号に規定する適用実態調査情報に基づくものとする。

附則

附則

（政令附則第七条第十四項第九号のスポーツ施設）

第三条の二の十四 政令附則第七条第十四項第九号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）、体育館、プール及びこれらに附属する施設とする。

(政令附則第七條第十三項の施設)

第三條の二十四 政令附則第七條第十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七條第十七項第二号の建築物)

第三條の二十五 政令附則第七條第十七項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 四 略

(政令附則第七條第十七項第三号の政府の補助)

第三條の二十六 政令附則第七條第十七項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一條の四第一項及び政令附則第九條第二項の助成金)

第三條の二十七 略

(法附則第十一條第十一項の額)

第三條の二十五 法附則第十一條第十一項に規定する総務省令で定める額は、日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋に対応する同項に規定する承継家屋の昭和六十二年三月三十一日現在において日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格とする。

(政令附則第七條第十五項の施設)

第三條の二十六 政令附則第七條第十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七條第十九項第二号の建築物)

第三條の二十七 政令附則第七條第十九項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 四 略

(政令附則第七條第十九項第三号の政府の補助)

第三條の二十八 政令附則第七條第十九項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一條の四第一項及び政令附則第九條第二項の助成金)

第三條の二十九 略

(政令附則第十条の書類等)

第四条 政令附則第十条第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（第十二項を除き、以下この条 において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十条第十九項に規定する農業委員会（以下この条において「農業委員会」という。）の証明書

二〇四 略

2 略

(法附則第十一条の四第三項の資産の譲渡)

第三条の二十 法附則第十一条の四第三項に規定する資産の譲渡として総務省令で定めるものは、同項に規定する資産の譲渡であることについて政令附則第九条の二第二項に規定する主務大臣の認定を受けたものとする。

(政令附則第十条の書類等)

第四条 政令附則第十条第三項に規定する総務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十二条第一項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項、第五項から第七項まで及び第十四項において「農地等」という。）の同法第七十条の四第一項本文に規定する贈与（同項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者にする贈与を除く。以下この項において「贈与」という。）をした者が、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第一項に規定する個人に該当する者である旨及び当該贈与を受けた者が同条第五項に規定する要件に該当する者である旨の当該農地等の所在地を管轄する政令附則第十条第十六項に規定する農業委員会（以下この条において「農業委員会」という。）の証明書

二〇四 略

2 略

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十五項、第三十二項、第三十四項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十八項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項及び第三十九項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

4及び5 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の六

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十五項、第三十二項、第三十四項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項の規定は、

政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項

の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第三十二項、第三十四項、第三十六項及び第三十九項 中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

4及び5 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の六

第六十一項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一及び二 略

三 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 当該

農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合

次に掲げる書類

(1) (3) 略

ロ 略

8及び9 略

10 政令附則第十条第十六項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 政令附則第十条第十六項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）

二 略

11 政令附則第十条第十六項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げ

第六十項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一及び二 略

三 次に掲げる場合

区分に応じ次に定める書類

イ 受贈者が、租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合

次に掲げる書類

(1) (3) 略

ロ 略

8及び9 略

10 政令附則第十条第十三項に定める総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 政令附則第十条第十三項に規定する受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）

二 略

11 政令附則第十条第十三項に定める総務省令で定める事項は、次に掲げ

る事項とする。

一〇四 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）について、租税特別措置法第七十条の四第三十五項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一〇三 略

13 略

14 政令附則第十条第二十項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇七 略

15 政令附則第十条第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 当該特定貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

二 当該特定貸付けを行った年月日

三 当該特定貸付農地等を借り受けた者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

る事項とする。

一〇四 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十五項に規定する農地等

について、租税特別措置法第七十条の四第三十五項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一〇三 略

13 略

14 政令附則第十条第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇七 略

四 当該特定貸付けに係る法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する賃借権等の存続期間

五 当該特定貸付農地等について引き続き特定貸付けを行つてゐる旨

16) 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者が特定貸付けを行つてゐる場合における第十四項の規定の適用については、同項第五号中「第七十条の四第二十一項」とあるのは「第七十条の四の二第一項」とする。

(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条から附則第四条の六までにおいて「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2) 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出

第四条の四 削除

ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第四条の六において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第八項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

3| 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土

は同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること⁹。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 | 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第八項の基準とする。

9 | 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率¹⁰は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済

産業省・国土交通省告示第四号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号)に定める基準エネルギー消費効率

10| 法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11| 法附則第十二条の二の二第二項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

12| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定

基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

13] 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13] 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14] 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

15] 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項におい

て「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法（次条第十五項において「JCO八モード法」という。）とする。

- 16| 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法（次条第十六項において「十・十五モード法」という。）とする。

- 17| 法附則第十二条の二の二第三項において準用する同条第二項（第四号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第七項第二号の規定の適用については、同号中「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル」（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び「とあるのは「第三条第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車」とする。

（法附則第十二条の二の三第三項第一号イのガソリン自動車等）

- 第四条の五 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動

（法附則第十二条の二の三第三項第一号の軽油自動車等）

- 第四条の五 法附則第十二条の二の三第三項第一号に規定する総務省令で定める軽油自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「

車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

2 | 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2 | 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 | 法附則第十二条の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

適用関係告示」という。)第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素化合物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準(以下この条及び次条において「特定基準」という。)に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び次条において「実施要領」という。)第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること(当該自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び次条において「自動車検査証」という。)に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。)

2 | 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

3 | 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法附則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

6 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第

の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

4 法附則第十二条の二の三第四項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外の自動車とする。

5 法附則第十二条の二の三第五項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

6 法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び次条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

7 法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量

五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

8 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

8 法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

9 法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

10 法附則第十二条の二の三第六項に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車に総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

9| 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

10| 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11| 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定

11| 法附則第十二条の二の三第七項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

12| 法附則第十二条の二の三第七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

13| 法附則第十二条の二の三第七項第一号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値、同号の表の三に掲げる自動車については同号の表の三に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

14| 法附則第十二条の二の三第七項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務

基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

12 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

13 法附則第十二条の二の三第三項第二号に規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

14 法附則第十二条の二の三第三項第二号に規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

15 法附則第十二条の二の三第三項第二号に規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動

車に係る部分を除く。）の基準とする。

16 法附則第十二条の二の三第七項第二号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

17 実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

18 法附則第十二条の二の三第七項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第二十五項第一号の基準とする。

19 法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

20 法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定するエネルギー消費効率に係る自動車検査証に当該自動車

ト向上達成車」とする。

(法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等)

第四条の六 法附則第十二条の二の五第四項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3 法附則第十二条の二の五第五項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4 法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

5 法附則第十二条の二の五第六項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移

(法附則第十二条の二の五第一項第一号の窒素酸化物の値等)

第四条の六 法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同号の表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同号の表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

四 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる自動車 同号の表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

2 法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが

動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 | 法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7 | 法附則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定めるトラックは、当該トラックに係る自動車検査証に当該トラックが衝突被害軽減制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 | 法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

9 | 法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第八項の基準又は細目告示第九十三条第九項の基準とする。

10 | 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 | 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで

、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 | 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 | 法附則第十二条の二の五第一項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一 | エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）。

二 | 窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の四分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4 | 法附則第十二条の二の五第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 | 実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、

又は第五号に掲げる場合にあつては、ハからへまでに掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の取得価額

ハ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

ニ 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

ホ 内燃機関の燃料の種類

ヘ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造

二 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の取得価額

ハ 乗車定員

三 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の取得価額

揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）

二 窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

5 法附則第十二条の二の五第二項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一 エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）

二 窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の二分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

ハ 自動車の車両総重量

11 前項第一号ハからヘまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハに掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

6 法附則第十二条の二の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法附則第十二条の二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨
- 二 自動車の取得価額
- 三 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）
- 四 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）
- 五 内燃機関の燃料の種類
- 六 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
、変速装置の方式及び構造
- 7 当該自動車について、法附則第十二条の二の五第三項の規定により、法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号（当該自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあつては、前項第一号から第五号まで）に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第三号から第六号まで（当該自動車が乗用自動車である場合にあつては、同項第三号から第五号まで）に掲げる事項の記載を省略することができる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七

2| 政令附則第十条の二の二の表の第二号の下欄に規定する機械で総務省
令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供
する機械及び電波機械の整備用機械等とする。

3| 略
4| 略
5| 略

①| 略

きる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七

政令附則第十条の二の二の表の第一号の上欄に規定する電気
通信事業者で総務省令で定めるものは、電気通信回線設備(送信の場所
と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置さ
れる交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置する者であつて
、当該設備を不特定多数の者の通信の媒介、その他これらの者の通信の
用に供するものとする。

2| 政令附則第十条の二の二の表の第一号の下欄に規定する電気通信設備
で総務省令で定めるものは、専ら不特定多数の者の通信を媒介し、その
他これらの者の通信の用に供するものとする。

3| 略

4| 政令附則第十条の二の二の表の第三号の下欄に規定する放送の用に供
する施設で総務省令で定めるものは、放送設備を設置する家屋に固定さ
れた自家発電設備とする。

5| 政令附則第十条の二の二の表の第四号の下欄に規定する機械で総務省
令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供
する機械及び電波機械の整備用機械等とする。

6| 略
7| 略
8| 略

<p>① 法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関</p> <p>第五条 (法附則第十二条の三第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)</p>	<p>13 12 11 略 略 略</p>	<p>10 9 8 7 6 略 略 略 略 略</p>
---	-------------------------------------	---

<p>2 法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関</p> <p>第五条 (法附則第十二条の三第一項の電気を動力源とする自動車等)</p> <p>法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車 で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有 するもの以外のものとする。</p>	<p>17 16 15 略 略 略</p>	<p>14 政令附則第十条の二の二第六項に規定する自動車教習所業で総務省令 で定めるものは、自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教 習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ず ることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第 四条の規定による登録を受けているものを除く。）を五台以上備える道 路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条第一項の規定により 指定を受けた同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所で行われる 自動車教習所業とする。</p> <p>13 12 11 10 9 略 略 略 略 略</p>
--	-------------------------------------	--

の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2| 法附則第十二条の三第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した自動車に当該自動車に係る自動車検査証に記載されているものとする。

3| 略

4| 法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5| 法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車に係る自動車検査証に記載されている自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

（法附則第十二条の三第三項第二号イの基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する平成十七年十

の燃料として用いる自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項 及び次条において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

3| 法附則第十二条の三第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項 及び次条において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

4| 略

（法附則第十二条の三第三項第二号イの基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する平成十七年十

月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準とする。

2 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表 のイに掲げる値、同表 のロに掲げる自動車については同表 のロに掲げる値、同表 のハに掲げる自動車については同表 のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

3
及び
4 略

月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

2 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表の表のイに掲げる値、同表の表のロに掲げる自動車については同表の表のロに掲げる値、同表の表のハに掲げる自動車については同表の表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

3
及び
4 略

5 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

6 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されてい

5| 略
6| 略

7| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同表
| のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同表
| のロ窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同表
| のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

8| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第三条第六号から第八号までに掲げる基準に適合すること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が

平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること

が記載されていること

る自動車とする。

7| 略
8| 略

9| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表
| のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同号の表
| のロ窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同号の表
| のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

10| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである

場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動

二略

9| 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一| 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車 細目告示第四十一条第一項第十一号の基準又は適用関係告示第二十八条第百三十三項の基準

二| 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

10| 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一| 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

車に限る。）。

二略

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

11 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成

11 法附則第十二条の三第四項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

12 法附則第十二条の三第四項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

13 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に

レベル（次項において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第七項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

12) 法附則第十二条の三第五項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第七項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、

係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車であることがそれぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第九項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

14) 法附則第十二条の三第五項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第九項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、

同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

13 法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）
第一条第二号に掲げる方法とする。

14 法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

15 法附則第十二条の三第六項において準用する同条第四項（第四号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用がある場合における第十一項第一号及び第十二項第一号の規定の適用については、第十一項第一号中「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（次項において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び」とあるのは「第三条第七号又は第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていなかった及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第十二項第一号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上

同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

百十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車及び当該自動車が平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2510 略

11) 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、活性炭利用吸着式特定有害物質処理装置（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十一号に掲げる物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。）とする。

12) 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2510 略

11) 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄

物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十四項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

13| 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

14| 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（焼却装置、分解装置、熔融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。）及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十三項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

12| 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

13| 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（焼却装置、分解装置、熔融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。）及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

15] 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

16 法附則第十五条第三項に規定する新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるものは、次に掲げる航空機とする。

一及び二 略

17 法附則第十五条第三項に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が二百トン未満のものとする。

18 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第一百八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

19 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に

14] 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

15] 政令附則第十一条第五項に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、第十六条の六第十三項に規定する施設とする。

16 法附則第十五条第四項に規定する新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるものは、次に掲げる航空機とする。

一及び二 略

17 法附則第十五条第四項に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が二百トン未満のものとする。

18 法附則第十五条第五項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第一百八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

19 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に

規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

20 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

21 政令附則第十一条第九項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

20 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

21 政令附則第十一条第十項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

22 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（これらと同時に設置する附属の自動調整装置又は原動機を

含む。)とする。

一 製品・部品再利用製品製造業 自動車部品再利用製品製造設備(使用済みの自動車の部品を自動車の部品として再使用し、これを自動車の製造又は修理に用いるためのものうち、廃油及び廃液抜き装置)専用の昇降装置、台座、負圧発生装置、廃油及び廃液受け機器又は貯蔵設備を含む。)、洗浄装置(専用の乾燥装置を含む。)、原動機検査装置(反転装置、圧力測定装置又は電動原動機を含む。)、変速機検査装置又は非破壊検査装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の車両保管設備、フォークリフト、部品保管設備、搬送装置又は移載装置を含む。)

二 食品循環資源再生処理業 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二十条に規定する認定計画に従って実施する再生利用事業の用に供する食品循環資源再生処理装置で、次に掲げる機械その他の設備のいずれかに該当するもの

イ 食品循環資源肥料化設備(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第三項に規定する食品循環資源(ロ及びハにおいて「食品循環資源」という。)を原料として肥料を製造するものうち、原料受入・供給装置、分別機、破碎装置、混合装置、発酵装置、篩分機、磁選機及び出荷装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の脱水装置、乾燥装置、造粒装置、貯蔵装置、排水処理装置、脱臭装置又は配管を含む。)

ロ 食品循環資源飼料化設備(食品循環資源を原料として飼料(その

- 22| 政令附則第十一条第十一項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。
- 23| 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。
- 一 既に事業の用に供されていた車両（エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この号において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存更新車両に代えて当

- 製造過程において分離される油脂を含む。）を製造するものうち、原料受入・供給装置、分別機、破碎装置、混合装置、磁選機及び出荷装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の脱水装置、発酵装置、乾燥装置、油分離機、造粒装置、煮熟機、貯蔵装置、篩分機、排水処理装置、脱臭装置、換気・防じん装置又は配管を含む。）
- ハ 食品循環資源メタン化設備（食品循環資源を原料としてメタンを製造するものうち、原料受入・供給装置、分別機、破碎装置、混合装置、発酵装置、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の磁選機、脱水装置、余剰ガス燃焼装置、排水処理装置、脱臭装置又は配管を含む。）
- 23| 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、前項第二号に掲げる機械その他の設備とする。
- 24| 政令附則第十一条第十三項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。
- 25| 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。
- 一 既に事業の用に供されていた車両（
以下この号において「既存車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存車両に代えて当

該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- イ 当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。
- ロ 当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。
- ハ 当該車両の制御方式が既存更新車両の制御方式に比べて改良されていること。

- ニ 当該車両の最大積載量が既存更新車両の最大積載量を超えること。

二 略

24 政令附則第十一条第十三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一及び二 略

25 法附則第十五条第九項に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタルテレビジョン放送の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域（建築物その他の工作物の影響によるものを除く。）又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。

該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- イ 当該車両の最高速度が既存車両の最高速度を超えること。
- ロ 当該車両の最高出力が既存車両の最高出力を超えること。
- ハ 当該車両の制御方式が既存車両の制御方式に比べて改良されていること。

- ニ 当該車両の最大積載量が既存車両の最大積載量を超えること。

二 略

26 政令附則第十一条第十五項に規定する高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一及び二 略

27 法附則第十五条第十一項に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタルテレビジョン放送の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域（建築物その他の工作物の影響によるものを除く。）又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。

- 26| 法附則第十五条第九項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、第二十四項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。
- 27| 法附則第十五条第十項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。
- 28| 法附則第十五条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものの以外のものとする。
- 29| 法附則第十五条第十一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。
- 30| 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 31| 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 28| 法附則第十五条第十一項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、第二十六項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。
- 29| 法附則第十五条第十二項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。
- 30| 法附則第十五条第十三項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものの以外のものとする。
- 31| 法附則第十五条第十三項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。
- 32| 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一及び二 略
- 33| 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一及び二 略

32| 法附則第十五条第十二項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

33| 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 前年中における外国貿易船（第十一条の二第一項第二号ロに規定する外国貿易船をいう。以下この号において同じ。）として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（前年の一月二日以後に建造された船舶で前年中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

ロ 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体（以下ロにおいて「日本人」という。）が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十三條第一項第四号イに掲げる船舶

一及び二 略

34| 法附則第十五条第十四項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

35| 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十三條第一項第四号イに掲げる船舶

二 海上運送法施行規則第四十三條第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第四百四十六條の二十五第一項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六條の四十三第一項のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）（次に掲げる「衛星航法装置等」という。）を有するもの

三 海上運送法施行規則第四十三條第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの

ロ 海上運送法施行規則第四十三條第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二條の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五條の衛星航法装置、同令第五條の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六條の二十五第一項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六條の四十三第一項のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）（ハにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの

ハ 海上運送法施行規則第四十三條第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの

34| 政令附則第十一条第二十二項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七條第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

五 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する鉄道の種類のうち、同条第一号に掲げる普通鉄道以外の鉄道の事業を営む鉄道事業者

35| 法附則第十五条第十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも

36| 政令附則第十一条第二十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七條第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

五 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する鉄道の種類のうち、同条第一号に掲げる普通鉄道以外の鉄道の事業を営む鉄道事業者

37| 法附則第十五条第十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも

のは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

36] 法附則第十五条第十五項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八略

37] 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 及び二略

のは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

38] 法附則第十五条第十七項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八略

39] 法附則第十五条第十八項に規定する総務省令で定める施設は、同項に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立方メートル以上のものに限る。）であつて、屋根、側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

40] 法附則第十五条第十九項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 及び二略

41] 法附則第十五条第二十項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。

38| 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

39| 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

40| 政令附則第十一条第二十五項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 一三 略

41| 政令附則第十一条第二十五項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

42| 政令附則第十一条第二十六項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

43| 法附則第十五条第二十一項に規定する政府の補助で総務省令で定める

42| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

43| 法附則第十五条第二十一項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

44| 政令附則第十一条第二十九項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 一三 略

45| 政令附則第十一条第二十九項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

46| 政令附則第十一条第三十項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

47| 法附則第十五条第二十五項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

44| 政令附則第十一条第二十八項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

45| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

46| 法附則第十五条第二十六項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四略

47| 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

48| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四略

49| 政令附則第十一条第三十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

50| 政令附則第十一条第三十六項に規定する電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定

ものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

48| 政令附則第十一条第三十二項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

49| 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

50| 法附則第十五条第三十項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四略

51| 法附則第十五条第三十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

52| 法附則第十五条第三十一項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四略

53| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

54| 政令附則第十一条第四十項に規定する電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定

めるものは、次に掲げるもの（第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設（以下この項において「指定施設」という。）に設置するものに限る。）であつて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置するものとする。

一 略

二 加入者系ファイバケーブル（配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る）

）と光端末回

線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、指定施設に設置されるものに限る。）との間を接続するもの（一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。）に限る。）

三及び四 略

51| 法附則第十五条第三十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

めるものは、次に掲げるもの（第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設（以下この項において「指定施設」という。）に設置するものに限る。）であつて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置するものとする。

一 略

二 加入者系ファイバケーブル（電気通信事業法第二条第六号に掲げる電気通信業務の用に供されるファイバ製の通信ケーブルのうち、最終配線盤（指定施設に引き込まれるケーブルが他のケーブルと最終的に分岐して敷設される地点に設置される装置をいう。）と光端末回線装置（

指定施設に設置されるものに限る。）との間を接続するもの

）に限る。）

三及び四 略

55| 法附則第十五条第三十四項に規定する設備で総務省令で定めるものは、太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

56| 法附則第十五条第三十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助とする。

57| 法附則第十五条第三十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

52| 法附則第十五条第三十一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第二号に規定する表示とする。

53| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

54| 政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

55| 法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

56| 政令附則第十一条第四十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略

57| 政令附則第十一条第四十二項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

58| 政令附則第十一条第四十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び

58| 法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第二号に規定する表示とする。

59| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

60| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

61| 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

62| 政令附則第十一条第四十五項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略

63| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

59| 政令附則第十一条第四十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第四十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

60| 法附則第十五条第三十七項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

（政令附則第十一条の二第三項の固定資産）

第六条の三 政令附則第十一条の二第三項に規定する鉄道事業

の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両とする。

（政令附則第十一条の二第三項の固定資産）

第六条の三 政令附則第十一条の二第三項に規定する鉄道事業又は旅客自

動車運送事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産とする。

2 政令附則第十一条の二第三項に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所及び車両とする。

(政令附則第十一条の三第三号の固定資産)

第六条の四 政令附則第十一条の三第三号に規定する総務省令で定める固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産とする。

一及び二 略

一 直接鉄道事業の用に供する固定資産 線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両

二 直接旅客自動車運送事業の用に供する固定資産 車庫、工場、乗降場、待合所その他当該事業用の自動車の運行及び維持管理に必要な施設の用に供する固定資産

2 政令附則第十一条の二第三項に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場及び車両とする。

(政令附則第十一条の三第一項第三号の固定資産等)

第六条の四 政令附則第十一条の三第一項第三号に規定する総務省令で定める固定資産は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産とする。

一及び二 略

2 法附則第十五条の三第二項に規定する総務省令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる家屋又は償却資産の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

一 昭和六十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に除却された法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産（以下本条において	当該家屋の課税標準となるべき価格に対する当該家屋の課税標準となるべき価格から旧資産の昭和六十二年三月三十一日現在における日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格に二分の一を乗じて得た額を控除した額の割合
--	--

<p>て「旧資産」という。 に対応するものとして取得した家屋</p>	<p>当該家屋の課税標準となるべき価格に対する当該家屋の課税標準となるべき価格から旧資産が除却された日の属する年の一月一日現在における課税標準となるべき価格に二分の一を乗じて得た額を控除した額の割合</p>
<p>二 昭和六十四年一月一日以後に除却された旧資産に対応するものとして取得した家屋</p>	<p>当該償却資産の課税標準となるべき価格に対する当該償却資産の課税標準となるべき価格から旧資産の昭和六十二年三月三十一日現在における日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格を基礎として当該旧資産が存するものとして法人税法の規定の例により算定した当該旧資産の価格に相当する額に二分の一を乗じて得た額を控除した額の割合</p>
<p>三 昭和六十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に除却された旧資産に対応するものとして取得した償却資産</p>	<p>当該償却資産の課税標準となるべき価格に対する当該償却資産の課税標準となるべき価格から旧資産が除却された日の属する年の一月一日現在における課税標準となるべき価格を基礎として法人税法の規定の例</p>
<p>四 昭和六十四年一月一日以後に除却された旧資産に対応するものとして取得した償却資産</p>	<p>当該償却資産の課税標準となるべき価格に対する当該償却資産の課税標準となるべき価格から旧資産が除却された日の属する年の一月一日現在における課税標準となるべき価格を基礎として法人税法の規定の例</p>

により算定した当該旧資産の価格に相当する額に二分の一を乗じて得た額を控除した額の割合

3 政令附則第十一条の第三項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に定める書類とする。

一 法附則第十五条の第三項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産が、旧資産に対応するものとして取得されたものである旨を証する書類

二 昭和六十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に除却された旧資産に対応するものとして取得した家屋につき法附則第十五条の第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、当該旧資産の昭和六十二年三月三十一日現在における日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格に関する事項を記載した書類

三 昭和六十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に除却された旧資産に対応するものとして取得した償却資産につき法附則第十五条の第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、当該旧資産の昭和六十二年三月三十一日現在における日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格に関する事項及びその財産目録に記載されていた価格を基礎として当該旧資産が存するものとして法人税法の規定の例により算定した額を記載した書類

四 昭和六十四年一月一日以後に除却された旧資産に対応するものとして取得した償却資産につき法附則第十五条の第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、当該旧資産が除却された日の属する

年の一月一日現在における課税標準となるべき価格を基礎として法人
税法の規定の例により算定した額を記載した書類

(政令附則第十三条第三号の田又は畑)

第八条 政令附則第十三条第三号に規定する総務省令で定める田又は畑は、次に掲げる田又は畑とする。

一 三 略

四 土地改良法

に基づく土地改良事

業を行う者がその事業に供するため取得した田又は畑（これらに関する農地法第三条第一項に規定する権利（所有権を除き、以下「使用収益権」という。）が取得され、又は使用されたものを含む。）

五 八 略

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの以外のものとする。

一 及び二 略

三 休養施設 次に定める施設

(政令附則第十三条第三号の田又は畑)

第八条 政令附則第十三条第三号に規定する総務省令で定める田又は畑は、次に掲げる田又は畑とする。

一 三 略

四 土地改良法

(昭和二十四年法律第九十五号)に基づく土地改良事

業を行う者がその事業に供するため取得した田又は畑（これらに関する農地法第三条第一項に規定する権利（所有権を除き、以下「使用収益権」という。）が取得され、又は使用されたものを含む。）

五 八 略

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 政令附則第十六条の二の八第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗特殊営業の用に供するもの以外のものとする。

一 及び二 略

三 休養施設 次に定める施設

イ 略

ロ 温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。）で、温泉浴場

、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。）及び休憩室を備えたものをいう。）

ハ 略

四 集会施設 次に定める施設

イ〜ハ 略

二 結婚式場

五 販売施設 沖縄振興特別措置法第八条第一項の規定により沖縄県知事 が指定する販売施設のうち、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第七条第一号 に規定する小売施設及び飲食施設

略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第五項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

略

（政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類）

第二十二条の三 政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める

イ 略

ロ 温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。）で、温泉浴場、運動室（主として重量挙げ及びボディービル用具を用いて健康管理及び体力向上を目的とした運動の用に供するものをいう

。）、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。）及び休憩室を備えたものをいう。）

ハ 略

四 集会施設 次に定める施設

イ〜ハ 略

五 販売施設 沖縄振興特別措置法第十六条第一項の規定により内閣総理大臣が指定する販売施設のうち、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第七条第一項第一号に規定する小売施設及び飲食施設

略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第四項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

略

（政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める書類）

第二十二条の三 政令附則第三十一条第七項に規定する総務省令で定める

書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 略

二 法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する被災農用地（以下この号において「被災農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災農用地の所在地を記載した書類、当該被災農用地が東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が証する書類並びに当該被災農用地を平成二十三年三月十一日において所有していた旨を証する書類

ロ 二 略

三 法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第五項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第四項又は第五項に規定する居住困

書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 略

二 法附則第五十一条第三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する被災農用地（以下この号において「被災農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災農用地の所在地を記載した書類、当該被災農用地が東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地であると農業委員会

が証する書類並びに当該被災農用地を平

成二十三年三月十一日において所有していた旨を証する書類

ロ 二 略

三 法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第五項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第四項又は第五項に規定する警戒区

難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証する書類

ロゝニ 略

四 法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地（以下この号において「対象区域内農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内農用地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内農用地を同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所有していた旨を証する書類

ロゝニ 略

（政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類）

第二十二條の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

2| 政令附則第三十一条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、

国土交通大臣の発行する証明書で、次に掲げる事項の記載があるものと

域設定指示が行われた日 において所有していた旨を証する書類

ロゝニ 略

四 法附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第六項に規定する対象区域内農用地（以下この号において「対象区域内農用地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内農用地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内農用地を同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日 において所有していた旨を証する書類

ロゝニ 略

（政令附則第三十一条の二 の総務省令で定める書類）

第二十二條の四 政令附則第三十一条の二 に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

する。

一 当該書類を提出する者が法附則第五十一条の二第二項の規定に該当する第一種鉄道事業者（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者をいう。）であること。

二 法附則第五十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする土地が同項に規定する被災鉄道施設（次号及び第四号において「被災鉄道施設」という。）に代わるものとして建設される鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（政令附則第三十一条の二第一項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。次号及び第四号において「代替鉄道施設」という。）の敷地の用に供されるものであること。

三 被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積及び代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積

四 被災鉄道施設に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業をいう。以下この号において同じ。）の用に供されていた路線の起点から終点までの距離及び代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

五 政令附則第三十一条の二第二項に規定する割合

（政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

（政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項

の規定により

読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車又は平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三

イ及びロ 略

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車又は同条第三項（地方税法等改正法附則第二条

の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

二略

二〇四略

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。以下同じ。）の同項各号又は同条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

口略

がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

二略

二〇四略

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。以下同じ。）の同項各号又は同条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

口略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト及びチ 略

二及び三 略

(政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車又は同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト及びチ 略

二及び三 略

(政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは平成二十四年改正前

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（地方税法等改正法附則第二条 の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車又は法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条 の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車^が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘチ 略

二及び三 略

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における

がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車^が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ヘチ 略

二及び三 略

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における

所在地

二 当該対象区域内用途廃止等自動車^が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車^{持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日}

ホト 略

二〇四 略

(政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2〇11 略

12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、

次の各号に掲げる場合に^{応じ、当該各号に掲げる書類とする。}

一及び二 略

三 法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合に 次に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）及び当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する居住困難区域を

所在地

二 当該対象区域内用途廃止等自動車^が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ホト 略

二〇四 略

(政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2〇11 略

12 政令附則第三十三条第二十九項に規定する総務省令で定める書類は、

次の各号に掲げる場合に^{応じ、当該各号に掲げる書類とする。}

一及び二 略

三 法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合に 次に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）及び当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する警戒区域設定指

ハ 当該被災自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第一百三
条第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合
には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番
号

(1) 略

(2) 既に法附則第五十二条第二項（平成二十四年改正法附則第十五
条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（
2）及び第四項第一号ハ（2）において同じ。）の規定の適用を受けた
法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五
条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（3）
及び第四項第一号ハ（3）において同じ。）の規定の適用を受けた法
附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(4) 略

(5) 既に法附則第五十七条第四項（平成二十四年改正法附則第十五
条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（5）
及び第四項第一号ハ（5）において同じ。）の規定の適用を受けた法
附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に
代わるものと市町村長が認める軽自動車（2）に掲げる代替自動車
を除く。）

(6) 既に法附則第五十七条第五項（平成二十四年改正法附則第十五
条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（6）
及び第四項第一号ハ（6）において同じ。）の規定の適用を受けた法

ハ 当該被災自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第一百三
条第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合
には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番
号

(1) 略

(2) 既に法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条
の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（
2）及び第四項第一号ハ（2）において同じ。）の規定の適用を受けた
法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条
の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（3）
及び第四項第一号ハ（3）において同じ。）の規定の適用を受けた法
附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(4) 略

(5) 既に法附則第五十七条第四項（地方税法等改正法附則第二条
の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（5）
及び第四項第一号ハ（5）において同じ。）の規定の適用を受けた法
附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に
代わるものと市町村長が認める軽自動車（2）に掲げる代替自動車
を除く。）

(6) 既に法附則第五十七条第五項（地方税法等改正法附則第二条
の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下（6）
及び第四項第一号ハ（6）において同じ。）の規定の適用を受けた法

附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車（③に掲げる他の
自動車を除く。）

(7) | 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項（地
方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場
合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従
前の例によることとされる場合を含む。以下(7)及び第四項第一号
ハ(7)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前
の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(8) | 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地
方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場
合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従
前の例によることとされる場合を含む。以下(8)及び第四項第一号
ハ(8)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前
の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(9) | 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項（地
方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場
合又は平成二十四年改正法附則第十二条第一項の規定によりなお
従前の例によることとされる場合を含む。以下(9)及び第四項第一

附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車（③に掲げる他の
自動車を除く。）

号ハ(9)において同じ。)の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車(7)に掲げる代替自動車を除く。)

(10) | 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項(地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(10)及び第四項第一号ハ(10)において同じ。)の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車(8)に掲げる他の自動車を除く。)

二 略

二 略

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第

二 略

二 略

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第

二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等又は同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等

がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

二略

二〇四略

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の

規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条

第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市

町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（平成二十四年改正法

附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む

。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受け

た法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特

殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは

同条第九項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により

読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにお

いて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第九項に規定

する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第

五十七条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替

えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第五項の

規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及

び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十

四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内

二略

二〇四略

3 政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の

規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ及びロ 略

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条

第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市

町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（地方税法等改正法附

則第二条 の規定により読み替えて適用される場合を含む

。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受け

た法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特

殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車又は

同条第九項（地方税法等改正法附則第二条 の規定により

読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにお

いて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第九項に規定

する他の小型特殊自動車

用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 略

二及び三 略

4 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 略

二及び三 略

4 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書

イ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日

二 日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第百十三条第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)～(6) 略

(7) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(9) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(7)に掲げる代替自動車を除く。）

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車（(8)に掲げる他の自動車を除く。）

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があ

ロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第百十三条第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)～(6) 略

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日

つた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車^アが法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する自動車^ア持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

へ 略

二及び三 略

5 政令附則第三十四条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車^アが法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

へ 略

二及び三 略

5 政令附則第三十四条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

口略

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

二 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

へち 略

二く四 略

6 政令附則第三十四条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書

口略

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等又は同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等

ハ その台数、車両番号又は標識番号及び車台番号
がある場合に

二 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

へち 略

二く四 略

6 政令附則第三十四条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書

類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第

類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 略

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車又は同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車

がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第

八項各号又は第九項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の
公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^イが法附則第五十七条第
八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同
号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつ
た日

へくち 略

二く五 略

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区
域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（
二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四
十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以
下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場
所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項
に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十七条第十三項に
規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日におけ
る所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車^イが法附則第五十二条第二項第二
号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する自動
車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日
における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^イが法附則第五十七条第
八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同
号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

へくち 略

二く五 略

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区
域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（
二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四
十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以
下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場
所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項
に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十七条第十三項に
規定する警戒区域設定指示が行われた日 における
所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車^イが法附則第五十二条第二項第二
号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒
区域設定指示が解除された日

二〇八 略

二〇四 略

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

二〇八 略

二〇三 略

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に

二〇八 略

二〇四 略

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

二〇八 略

二〇三 略

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に

規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第

十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた

日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車_が法附則第五十七条第

八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同

号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつ

た日

二〇へ 略

二〇四 略

規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 略

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第

十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日

日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車_が法附則第五十七条第

八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同

号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

二〇へ 略

二〇四 略

○附則第八条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第二百一十一号）の一部改正）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第七号の様式別表の改正規定は平成二十六年一月一日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三号様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新規則第十七号の様式別表は、平成二十六年<u>度</u>以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十五年<u>度</u>分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第七号の様式別表の改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三号様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新規則第十七号の様式別表は、平成二十五年<u>度</u>以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十四<u>年度</u>分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p>

○附則第九条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部改正）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		同上	
法令名	条項	法令名	条項
略	略	略	略
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第	同上	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第

三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第十三条(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の九(第三条(第一条第二項及び第十四条の十一第二項において準用する場合を含む。))、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項、第十六条の二第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十六条の四第二項(第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。)、第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三条(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十

三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第十三条、第十四条の九第三項
、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項
並びに第十六条の三第四項及び第六項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十六条の四第二項(第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。)、第二十条の九の三第一項及び
第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条(第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十

四條第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項（同條第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一條第二項において、第五十三條第二十項については第一條第二項及び第五十五條第五項において、第五十三條第二十一項については第一條第二項において、第五十三條第二十二項、第二十三項及び第二十八項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第三十七項については第一條第二項において、第五十三條第三十九項及び第四十項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十四項及び第四十五項については第一條第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）

四條第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十八項、第四十項及び第四十一項（同條第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一條第二項において、第五十三條第二十項については第一條第二項及び第五十五條第五項において、第五十三條第二十一項については第一條第二項において、第五十三條第二十二項及び第二十三項については第七百三十四條第三十三項において、第五十三條第三十八項については第一條第二項において、第五十三條第四十項及び第四十一項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）

、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第

、第七十二条の二十四の十第六項（
第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第

七十二條の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二條の四十九の二、第七十二條の四十九の五第四項、第七十二條の四十九の八第一項及び第三項、第七十二條の五十第三項、第七十二條の五十二、第七十二條の五十四第四項、第七十二條の五十五第一項から第三項まで、第七十二條の五十九、第七十二條の六十三第三項、第七十二條の六十三の四第一項及び第三項、第七十二條の六十六第一項、第七十二條の七十八第六項、第七十二條の八十四第四項、第七十二條の八十七、第七十二條の八十八第一項及び第二項、第七十二條の八十九、第七十三條の八第四項、第七十三條の十七第二項、第七十三條の十八第二項及び第三項、第七十三條の三十四第一項、第七十四條の第七項、第七十四條の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四條の十一第一項、第七十四條の十二、第七十四條の十三第二項、第七十四條の十六、第七十四條の十九第一項、第七十四條の二十五第一項、第七十七條第四項、第八十三條第二項、第九十二條第一項、第一百十六條第四項、第二百二十二條、第二百二十三條、第三百三十四條第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び

七十二條の四十九第二項及び第四項から第六項まで、第七十二條の四十九の二、第七十二條の五十二、第七十二條の五十四第四項、第七十二條の五十五第一項から第三項まで、第七十二條の五十九、第七十二條の六十六第一項、第七十二條の七十八第六項、第七十二條の八十七、第七十二條の八十九、第七十三條の十七第二項、第七十三條の十八第二項及び第三項、第七十三條の三十四第一項、第七十四條の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四條の十一第一項、第七十四條の十二、第七十四條の十三第二項、第七十四條の十六、第七十四條の十九第一項、第七十四條の二十五第一項、第八十三條第二項、第九十二條第一項、第一百十六條第四項、第二百二十二條、第二百二十三條、第三百三十四條第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十四第二項及び

第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第四百五十一条第二項、第四百五十二条第一項、第四百五十五条第四項、第四百六十五条第一項、第四百八十四条第二項、第四百八十八条第三項、第四百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七

第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八の四第一項、第四百四十四条の四十九第一項、第四百五十一条第二項、第四百五十二条第一項、第四百五十五条第一項、第四百八十四条第二項、第四百八十八条第三項、第四百九十八条第一項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七

百三十四条第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十四項において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項（これらの規定を第一條第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項（同條第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十項については第三百二十一條の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八の二及び第三百二十一條の十三第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五條（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。

百三十四条第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十四項において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項（これらの規定を第一條第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項（同條第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十項については第三百二十一條の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八の二及び第三百二十一條の十三第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五條（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。

）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項にお

）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項
、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項にお

いて準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十二条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項にお

いて準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十二条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十九条第一項（第七百三十四条第一項にお

いて準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七

いて準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五及び第七百条の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の八第五項、第七百十三條、第七百十八條第二項並びに第七百二十六條第一項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七

	<p>百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第二項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十条第四項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行令</p>	<p>略</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合</p>
	<p>百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第二項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十条第四項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>同上</p>	<p>略</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合</p>

を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十

を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項及び第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十

一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の十一第一項(第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項(第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第二項)において準用する場合を含む。)、並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の十二第五項(第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。)、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項(第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。)、第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第九条の九の二第二項(第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第二十

一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の十一第一項(第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項(第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第二項)において準用する場合を含む。)、並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、及び第八条の四第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項(第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。)、第九条の七第十六項及び第二十八項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第九条の九の二第二項(第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第二十

条の二第一項（第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、

四条の三第一項
 及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項
 、第四十三
 条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七
 、第四十六
 条の三第一
 項、第四十六
 条の三の二第一
 項、第四十八
 条の九の八第一
 項及び第四項並
 びに第四十八
 条の九の九
 （これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、

項並びに第四十八条の十三第十四項及び第二十四
 項並びに第四十八条の十三第二十八項（これらの
 規定を第五十七条の二第一項において準用する場
 合を含む。）
 第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十
 七条の三において準用する場合を含む。）
 第十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項
 及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一
 条において準用する場合を含む。）
 第五十四条
 の三十二の二第一項（第五十七条の三において準
 用する場合を含む。）
 第五十四条の四十二第一
 項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を
 第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八
 の二第一項及び第五十七条の三において準用する
 場合を含む。）
 第五十四条の四十三第一項（第
 五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の
 二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条
 の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の
 二の三第五項において準用する場合を含む。）
 並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四
 十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これ
 らの規定を第五十七条の三において準用する場合
 を含む。）
 第五十四条の五十九の二第一項、第

項
 並びに、第四十八条の十三第十七項及び第二十九
 項
 並びに、第五十四条の四十二第一項
 並びに、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を
 第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八
 の二第一項及び第五十七条の三において準用する
 場合を含む。）
 第五十四条の四十三第一項（第
 五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の
 二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条
 の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の
 二の三第五項において準用する場合を含む。）
 並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四
 十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これ
 らの規定を第五十七条の三において準用する場合
 を含む。）

地方税法施行規則	
第二条の五第一項、第三条第一項	<p>五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）</p> <p>、第十二条第九項、第十二条の二第八項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>

同上	
第一条の八、第二条の五第一項、第三条第一項及	<p>並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十三項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十一条の第三項、第十二条第九項、第十二条の二第八項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項</p> <p>（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>

略	<p>充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）</p>
略	<p>充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）</p>